

草津市公報

発行日 令和5年9月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 15 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

草津市農業委員会総会の招集について（農林水産課）	1
指定納付受託者の指定について（広報課）	1
草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱等の一部を改正する要綱（交通政策課）	1
草津市議会臨時会の招集について（総務課）	2
公示送達について（納税課）	2
草津市すくすく応援商品券支給事業実施要綱（子育て相談センター）	4

◎ 公 告

条件付一般競争入札について（契約検査課）	6
条件付一般競争入札について（契約検査課）	8
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	10
条件付一般競争入札について（契約検査課）	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	14
都市公園の供用の開始について（公園緑地課）	14
都市公園の廃止について（公園緑地課）	14
草津市立市民総合交流センター等指定管理者の募集について（まちづくり協働課）	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	16
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	16

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	17
---------------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	17
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	18
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	18
草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課）	19
草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	19

告 示

草津市告示第204号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年7月18日

草津市長 橋 川 渉

- 1 期 日 令和5年7月20日（木）就任式終了後
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1 会長の選出について
 - 2 副会長の選出について
 - 3 草津市農地利用最適化推進委員の委嘱につき、議決を求めることについて

(令和5年7月18日揭示済み)

草津市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月27日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
名 称 株式会社近鉄百貨店
所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金
- 3 指定期間
令和5年7月15日から令和6年3月31日まで

(令和5年7月27日揭示済み)

草津市告示第206号

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱等の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年7月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱等の一部を改正する要綱

(草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱の一部改正)

第1条 草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱（平成19年草津市告示第266号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「市職員」を「滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者」に改め、同条第5号中「滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者」を「市職員」に改める。

(草津市地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

第2条 草津市地域公共交通会議設置要綱（平成19年草津市告示第267号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「市職員」を「道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者」に改め、同条第4号中「一般社団法人滋賀県バス協会が指名する者」を「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者」に改め、同条第5号中「一般社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者」を「一般社団法人滋賀県バス協会が指名する者」に改め、同条第6号中「市民または市内交通の利用者」を「一般社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者」に改め、同条第7号中「近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員」を「市民または市内交通の利用者」に改め、同条第8号中「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者」を「近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員」に改め、同条第9号中「道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者」を「市職員」に改める。

(草津市有償運送運営協議会設置要綱の一部改正)

第3条 草津市有償運送運営協議会設置要綱（平成19年草津市告示第268号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「市職員」を「学識経験者その他市長が必要と認める者」に改め、同条第4号中「近畿地方運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員」を「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者」に改め、同条第5号中「一般旅

客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者」を「現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者」に改め、同条第6号中「現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者」を「近畿地方運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員」に改め、同条第7号中「学識経験者その他市長が必要と認める者」を「市職員」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

(令和5年7月28日揭示済み)

草津市告示第207号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年7月31日

草津市長 橋 川 涉

- 1 期 日 令和5年8月7日
- 2 場 所 草津市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - (2) 財産の取得につき議決を求めることについて

(令和5年7月31日揭示済み)

草津市告示第208号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年8月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税・普通徴収督促状 6件
- (2) 軽自動車税（種別割）督促状 4件
- (3) 市県民税特別徴収督促状 1件
- (4) 差押調書（謄本） 1件
- (5) 配当計算書（謄本） 5件
- (6) 差押解除通知書 1件
- (7) 交付要求通知書 1件

計19件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年8月8日に送達があったものとみなす。

督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏名	住所	市・県民税	軽自動車税 (種別割)
DUONG VAN DUNG		令和5年度随時期	
VU DUY DUC	ベトナム	令和4年度第4期	
BUI THU UYEN	ベトナム	令和5年度随時期	
NGUYEN THI MINH CHAU	ベトナム	令和5年度随時期	
PHAM VAN HAI	ベトナム	令和4年度随時期	
LE HUU NAM	ベトナム	令和5年度随時期	
塩見 由佳	滋賀県草津市平井四丁目4番22号		令和5年度全期
塩見 由佳	滋賀県草津市平井四丁目4番22号		令和5年度全期
藤原 涼子	滋賀県草津市追分三丁目24番17-102号 ドミール中尾台B		令和5年度全期
福原 舜起	京都府京都市右京区太秦開日町12番地1 i. House01 307号		令和5年度全期

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
パム・システム・サポート 株式会社	兵庫県明石市小久保3丁目19番地の4	令和5年 5月分

差 押 調 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
松浦 一信	草津市木川町909番地木川団地 25棟2号	発番 令和5年 6月26日 草納発第592号

配 当 計 算 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
新保 達也	愛知県豊田市貝津町片坂108-5ディアス前田A 103号	発番 令和5年 4月26日 草納発第203号
新保 達也	愛知県豊田市貝津町片坂108-5ディアス前田A 103号	発番 令和5年 5月24日 草納発第408号
新保 達也	愛知県豊田市貝津町片坂108-5ディアス前田A 103号	発番 令和5年 6月26日 草納発第628号
松浦 一信	草津市木川町909番地木川団地 25棟2号	発番 令和5年 6月30日 草納発第676号
松本 治雄	草津市渋川一丁目11番1号ユウキハイツ 203号	発番 令和5年 7月 7日 草納発第702号

差 押 解 除 通 知 書 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
堀内 省三	草津市西渋川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	発番 令和5年 6月13日 草納発第548号

交 付 要 求 通 知 書 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
株式会社 アースディ	草津市馬場町207番地78	発番 令和5年 6月30日 草納発第646号

(令和5年8月1日掲示済み)

草津市告示第209号

草津市すくすく応援商品券支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月14日

草津市長 橋 川 渉

草津市すくすく応援商品券支給事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う子どもの健やかな成長を応援し、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てができる環境を整え、未来に向けて健幸を創造するまちづくりの推進を目的とし

て、草津市すくすく応援商品券支給事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条に規定する目的を達成するため、草津市によって贈与される商品券をいう。
- (2) 対象乳児 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による本市の住民基本台帳(以下「住民基本台帳」という。)に記載されている令和5年4月1日以降に出生した1歳に満たない者をいう。

(支給対象者)

第3条 商品券の支給の対象となる者は、住民基本台帳

に記録されている対象乳児と同居している父、母、養育する祖父母または里親とする。

(支給金額)

第4条 商品券の額は、対象乳児が1歳に到達するまでの1年分のおむつ等の購入費相当額として一律30,000円とし、対象乳児の出生月日および本市への転入に伴い住民基本台帳へ記録される日をもって月割りまたは日割りによる減額はしないものとする。

2 前項の規定による商品券の支給は、対象乳児一人につき1回限りとする。

(支給の時期)

第5条 商品券の支給時期は、支給対象者が出生届もしくは転入届を提出した日以後に商品券を支給する。

2 前項の規定による商品券の支給時期は、対象乳児が1歳に到達する日の前日までとする。ただし、支給対象者の責めに帰すことができない理由がある場合はこの限りではない。

(事前確認)

第6条 市長は、商品券に係る支給について、第3条に規定される支給対象者に対しては書面または窓口において事前に意向確認をするものとする。

2 支給対象者は、前項の意向確認の際、商品券の支給を希望しない旨の届出書(別記様式第1号)を市長が定める期日までに提出することにより支給の辞退を届け出ることができる。

3 前項に規定する辞退の届出を期日までに行わなかった者については、支給の意向があるものとみなす。

(支給の方法)

第7条 支給対象者に対する商品券の支給は、窓口または郵送にて行う。

2 商品券の支給を窓口で受けた支給対象者は、受領証(別記様式第2号)を市長に提出するものとする。

(代理受領)

第8条 支給対象者がやむを得ない事由により商品券を受領することができないときは、次に掲げるいずれかの者が商品券を代理して受領することができる。

- (1) 支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 支給対象者の法定代理人
- (3) 支給対象者から委任を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定により商品券を受領しようとする者は、前項各号に掲げる者に該当することを証明するため、次に掲げるいずれかの書類を提出し、または提示しなければならない。

- (1) 代理人本人に係る公的機関から発行された顔写真付きの本人確認書類
- (2) 前項第2号に該当する者にあつては、その資格を

証明する書類

(3) 前項第3号に該当する者にあつては、委任されたことが分かる書類

(支給の辞退)

第9条 第7条の規定により商品券を郵送したにもかかわらず、市長が定める期日までに商品券を受領しない支給対象者については、支給を辞退したものとみなす。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(禁止事項)

第10条 この要綱に基づき支給を受けた商品券を他者に譲渡してはならない。

(返還)

第11条 市長は、支給対象者が虚偽その他不正の手段により商品券の支給を受けた場合、その者に対し、支給を行った商品券または支給した商品券相当額の金額の返還を求める。

2 支給対象者が商品券の支給を受けた後、対象乳児が1歳に到達するまでの間に死亡または転出等した場合には、商品券の返還を求めないものとする。

付 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別記
様式第1号(第6条第2項関係)

草津市すくすく応援商品券支給事業に係る商品券の支給を希望しない旨の届出書

(宛先)
草津市長

私(支給対象者)は、草津市すくすく応援商品券支給事業に係る商品券について、支給を希望しない旨を届けます。

年 月 日

届出者住所

※届出者住所には住民票上の住所を記載

届出者氏名

※自署

届出者生年月日

年 月 日

届出者連絡先

乳児との続柄

【商品券の支給を希望されない方】

※この用紙に必要事項を記入の上、年 月 日()必着で、同封の返信用封筒により郵送をお願いします。

※ご注意

この届出書は、商品券の支給を希望されない場合のみ提出してください。

※この届出書を提出された方には、商品券を支給しません。

※商品券の支給を希望される場合は、申請手続きは不要です。

様式第2号(第7条第2項関係)

受領証

私は、草津市すくすく応援商品券支給事業に伴う商品券を下記のとおり、確かに受領しました。

記

1. 受領金額 30,000円/人 × 人 = 円

2. 受領日 年 月 日

3. 乳児の氏名等

乳児の氏名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

受領者住所 _____ ※届出住所には住民票上の住所を記載

受領者氏名 _____ ※自署

受領者生年月日 _____ 年 月 日

受領者連絡先 _____

乳児との続柄 _____

(令和5年8月14日揭示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年7月21日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5051-039
- (2) 工事名 大津草津線配水管更新工事
- (3) 工事場所 草津市矢橋町
- (4) 工事概要 開削工 ダクタイトル鉄管
 - φ300mm L = 214.8m
 - φ200mm L = 1.0m
 - φ150mm L = 1.9m

消火栓 N=2基

(5) 工事期間 契約締結日から令和6年3月15日まで

- 2 予定価格 65,880,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。

また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

- 5 入札の参加希望に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

東京都中央区勝どき3丁目12番1号
日本水工設計㈱

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和5年度において土木一式工事(水道施設工事)部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和5年度の格付けにおいて、土木一式工事(水道施設工事)部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を

当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和5年7月21日午前9時から令和5年8月24日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和5年7月21日午前9時から令和5年8月3日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和5年8月10日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和5年8月25日午前9時から令和5年8月28日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者が確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和5年8月29日 午前9時30分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかつたと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）

（令和5年7月21日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年7月21日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5051-050
- (2) 工事名 草津駅西口自転車駐車場建替他工事
- (3) 工事場所 草津市西洪川一丁目
- (4) 工事概要 草津駅西口自転車駐車場建替工事 閉鎖型喫煙所の整備
- (5) 工事期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

2 予定価格 423,266,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。

また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市青地町213-1 ディアコート青地2 3階 事務所

プランニングワイズ

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和5年度において建築一式工事（建築一式工事）部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和5年度の格付けにおいて、建築一式工事（建築一式工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
 - ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
 - イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。
 - ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。
 - エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和5年7月21日午前9時から令和5年9月7日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和5年7月21日午前9時から令和5年8月17日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着

信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
 - (5) 回答日・回答方法 令和5年8月24日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。なお、回答に対する再質問については受け付けない。
- 8 入札書等の提出
- (1) 入札書受付期間 令和5年9月8日午前9時から令和5年9月11日午後5時まで
 - (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
 - (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
 - (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書
 - (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。
- 9 開札
- (1) 開札日時 令和5年9月12日 午前9時30分から
 - (2) 開札場所 草津市役所契約検査課
- 10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

21 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）

（令和5年7月21日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年7月24日